平成２４年（フ）第２４９号
奈良県大和郡山市小泉町1905番地８　サクラハイツＢ101
債務者　喜多布美子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２６８号
奈良市南魚屋町４番地
債務者　杉井工業こと　杉井　修治
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２９６号
奈良県大和郡山市九条町302番地２　くろーば九条２Ｆ206号室、住民票上の住所奈良県大和郡山市今国府町288番地　陽東園３号室
債務者　畑　　克典
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３１４号
奈良県桜井市大字辻67番地
債務者　柿木喜代房
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３４２号
奈良市敷島町１丁目1066番地
債務者　三浦　　哲
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１３０号
鳥取県米子市西福原７丁目８番41号　プレジール大上202号
債務者　茂田　和幸
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１３２号
鳥取県米子市永江280番地４　県住51－２棟131号
債務者　鷲見みどり
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第７０４号
広島県廿日市市宮島口西３丁目２番48号
債務者　井上興業こと　井上　正一
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７６号
広島県大竹市東栄１丁目10番２号
債務者　松村　美幸
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２１号
広島市中区吉島東２丁目15番10－102号　ケーワイコーポ
債務者　角田　美緒
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９号
愛媛県四国中央市三島朝日１丁目３番２号　大塚団地１棟16号
債務者　石川　眞夫
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第９３号
福岡県田川郡福智町市場796番地１
債務者　原田　静江
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３２２号
大分県臼杵市大字江無田96番地の１
債務者　吉良　岩男
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２３号
大分県臼杵市大字江無田96番地の１
債務者　吉良　きみ
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３８２号
大分県別府市大字野田109番地の13
債務者　木付　将次
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５７号
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目42番16号
債務者　梅原秀次郎
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３５９号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目37番18号
債務者　松元　　健
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３６０号
鹿児島県鹿児島市下福元町9090番地の21
債務者　盛　　功次
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係